

# 適正な事業実施の確保について

2019年12月6日  
資源エネルギー庁

# 地域に根差した再エネ導入の推進の意義

- 再エネの主力電源化に向け、持続的にその導入を拡大していくためには、再エネが地域で信頼を獲得し、地域社会と一体となりつつ、責任ある長期安定的な事業運営が確保されることが不可欠である。
- こうした問題意識の下で、これまでも、1) 安全の確保、2) 地域との共生、3) 太陽光発電設備の廃棄対策などの取組を進めてきた。これまでの取組を通じて、事業運営に当たって地域に根差すことの重要性が、一部の再エネ発電事業者には認識されつつある。
- 他方で、FIT制度を契機に急速に拡大してきた太陽光発電を中心に、事業実施に対する地域の懸念は依然として存在している。こうした懸念を払拭し、責任ある長期安定的な事業運営が確保される環境を構築することが必要である。

## <検討事項>

### 1. 地域社会からの信頼確保

#### (1) 適正な事業実施の確保

- ① 標識・柵塀の設置義務に違反する案件への厳格な対応
- ② 公表情報の拡大

#### (2) 廃棄等費用の確保

- ① 廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度
- ② 保険加入の努力義務化等

#### (3) 安全対策

- ① 小出力再エネ発電設備に対する電気保安規律の確保
- ② 太陽電池発電設備の電気保安の確保に向けた対応

### 2. 地域と共生した再エネ事業の形成

#### (1) 地域共生型再エネの導入促進

地域共生型再エネの評価

#### (2) 条例等による地元対話の促進

地域連絡会の活用

# これまでの対応

● 主力電源として、再生可能エネルギーを責任ある長期安定電源とするため、①安全の確保、②地域との共生、③太陽光発電設備の適切な廃棄対策などが図られるよう、適正な事業規律が確保される事業環境整備を進めてきた。

## 安全の確保

電気事業法に基づく技術基準の適合性に疑義ある案件の取締り  
(違反した場合はFIT認定取消へ)

⇒ 電事法に基づく立入検査を開始済

技術基準が定めた「性能」を満たす「仕様」を設定し、原則化  
(知識不足でもクリアしやすく。外部からの適合性確認も容易に)

⇒ 満たすべき「仕様」を設定済  
原則化については改正作業中

斜面設置に係る技術基準の見直しの検討  
(斜面等に設置する際はより厳しい基準を課すなど)

⇒ 技術基準の解釈の改正作業中

## 地域との共生

FIT認定基準に基づく標識・柵塀の設置義務に違反する案件の取締り  
(違反した場合はFIT認定取消へ)

⇒ 取締りに向けた実態調査に着手済

地方自治体の条例等の先進事例を共有する情報連絡会の設置  
(条例策定等の地域の取組をサポート)

⇒ 計3回の情報連絡会を実施済

## 太陽光発電設備の廃棄対策

廃棄費用の積立計画と進捗状況の報告を義務化し、実施状況を公表する  
(悪質な事例には、報告徴収・指導・改善命令を行う)

⇒ 報告義務化・公表を措置済  
(2018年度)

原則として外部積立を求め、発電事業者の売電収入から徴収的に積立てを行う  
方向性で専門的な検討を進める

⇒ 廃棄等費用確保WGで検討中

# ① 標識・柵塀の設置義務に違反する案件への厳格な対応

## <これまでの取組>

- 2017年4月に施行した改正再エネ特措法では、FIT認定事業者に対し、設置する設備に**標識及び柵塀等の設置を義務付けたところ**。
- 昨年11月には**標識や柵塀等の設置義務について注意喚起**を行ったほか、未設置との情報が寄せられた案件については、その都度、**必要に応じ、口頭指導や現場確認を行い、改善を促している**。
- さらに、2019年1月に再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会の中間整理（第2次）においては、アクションプランとして、**違反案件への取締りに本格着手する**ことが掲げられた。これを踏まえ、認定件数の多い中3局（関東局・中部局・近畿局）においては、これまで132件に対して口頭指導を実施。83件については改善を確認。（残りの49件については、対応待ち・改善確認中。）

## <今後の対応（案）>

- 一定期間を経ても、**改善が確認されない案件については、再エネ特措法に基づく指導、改善命令、認定取消等の厳格な対応を速やかに行う**。
- また、今年度、**全国300件程度の発電設備について標識・柵塀設置に関する調査を行い、全国的な実態把握に努める**予定。
- 標識・柵塀設置調査結果や中3局での取組実態を踏まえ、**不適切案件への厳格な対応を行うとともに、取締りを効果的に進めるための検討を進めていくべきではないか**。



<指導による改善結果>

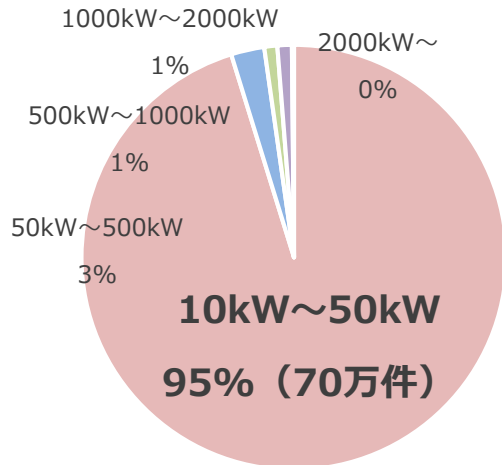
## 通報フォームに寄せられた住民のコメント

A市	<ul style="list-style-type: none"><li>● 容易に設備に近づける為、本人に柵塀及び標識の設置を依頼するものの、全く聞く耳持たない。</li><li>● 然るべき箇所からの勧告が無ければ設置しないと主張。</li></ul>
B市	<ul style="list-style-type: none"><li>● 所有している4か所の発電所全てに柵・看板が設置されていない。</li><li>● 容易に、人が出入りに来て、子供も近くに住んでいるので、柵だけでも設置してほしい。</li><li>● 事故が起こる前に、なんとか国から注意してほしい。</li></ul>
C市	<ul style="list-style-type: none"><li>● 発電設備と柵塀等の距離が空いていない。</li><li>● 場合によっては、第三者が容易に触れる可能性がある。</li></ul>

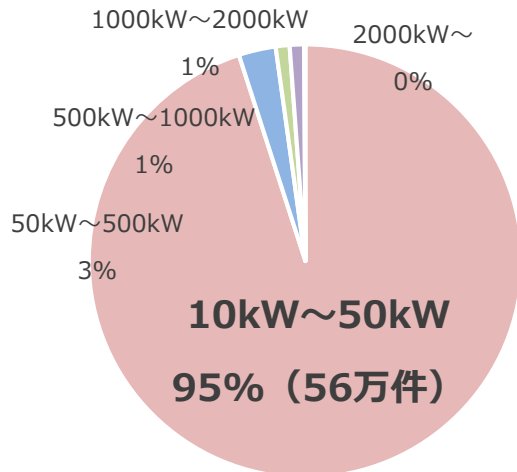
# (参考) 事業用太陽光発電の規模内訳 (2019年6月末時点)

- 10～50kWの小規模太陽光が件数ベースでは95%と大宗 (認定70万件、導入56万件) を占め、容量ベースでも30～40%程度にのぼる。

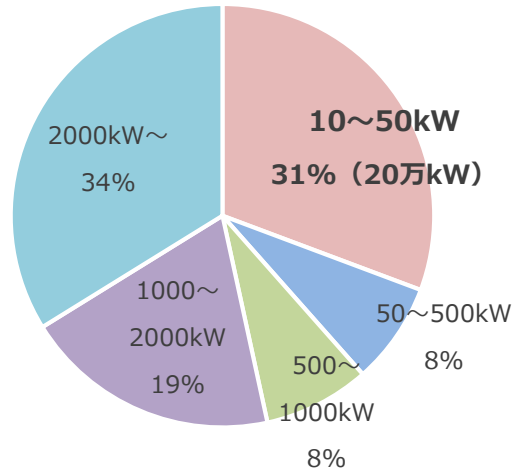
**認定件数(計73万件)**



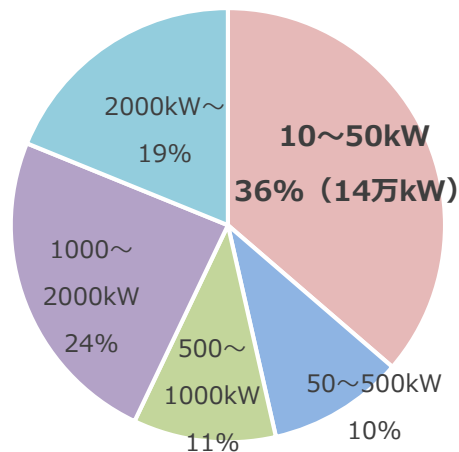
**導入件数(計59万件)**



**認定容量(計6,518万kW)**

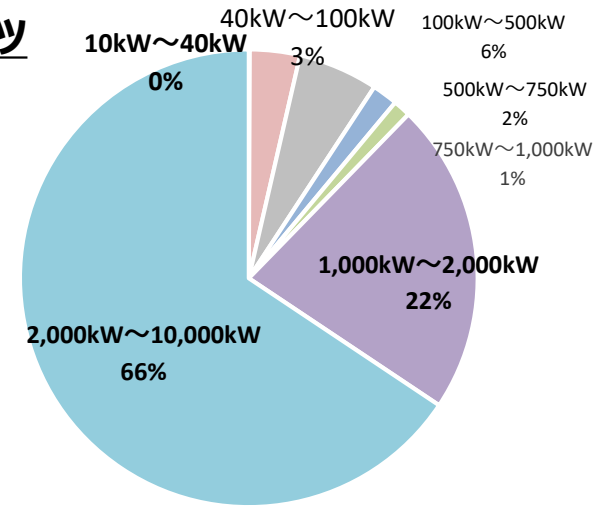


**導入容量(計3,940万kW)**

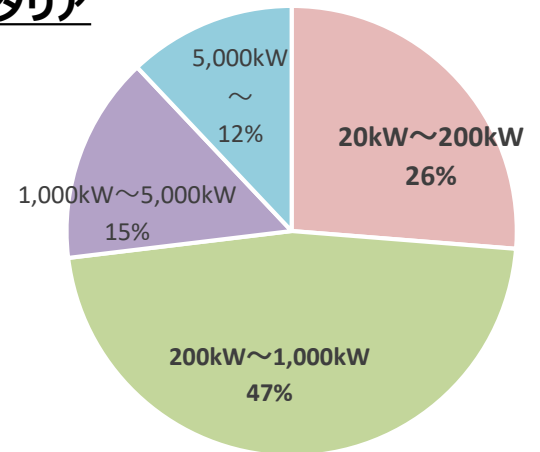


**参考(海外事例：導入容量)**

## ドイツ



## イタリア



※ドイツは2014～2017年の累積導入量 (ドイツ連邦ネットワーク庁EEG対象の太陽光発電設備登録簿のデータに対して、EEG in Zahlen 2015のデータのうち、地上設置の割合を乗じて推定。) ※イタリアは2009～2017年の累積導入量 (イタリアGSE Repporto Statistico)。ただし、2009年は1,000kW超の区分のみであり、当該区分に5,000kW超のデータが含まれる。



## ②公表情報の拡大

### <これまでの取組>

- 2017年4月に施行した改正再エネ特措法に基づき、再エネ発電事業計画に記載された事項のうち、**発電設備の識別番号、認定事業者名、発電設備の出力等の情報について、経済産業省ホームページ（なっとく！再生可能エネルギー）において公表**されている。

### <今後の対応（案）>

- 現在、例えば**稼働・未稼働の状況や運転開始期限等、再エネ発電事業計画に記載はないものは、事業者の適正な事業の実施を促すとともに、地域住民に対する情報提供の意義があると考えられる情報であっても、公表されていない。**
- 今後の対応として、**地域共生のツールとして、これらの情報についても公表を行うこととしてはどうか。**



<なっとく！再生可能エネルギー>

### 現在の公表情報

設備ID	(例) X11111111
発電事業者名	(例) 経産 太郎株式会社
代表者名	(例) 経産 太郎
事業者の住所	(例) 東京都千代田区…
事業者の電話番号	(例) 03-XXXX-XXXX
発電設備区分	(例) 太陽光
発電出力 (kW)	(例) XX kW
発電設備の所在地	(例) 東京都千代田区…
太陽電池の合計出力 (kW)	(例) XX kW
新規認定日	(例) 2019年11月18日
廃棄費用の積立状況	(例) 開示不同意